

2026. 1

# Law Office YODOYABASHI

No.45



初赤富士

〒541-0041 大阪市中央区北浜2丁目2番22号 北浜中央ビル6階  
弁護士法人 淀屋橋法律事務所

TEL 06-6203-7104 (代) FAX 06-6229-0936  
URL <https://yodo-law.com>

代表弁護士 安田正俊

弁護士	阿	部	清	司	弁護士	西	野	航	弁護士	黒	田	志	之
弁護士	西	垣	昭	利	弁護士	山	本	彼一郎	弁護士	奥	田	拓	惠
弁護士	井	上	敏	志	弁護士	今	井	佐和子	弁護士	高	野	直	子
弁護士	鹿	野	耕	平	弁護士	中	嶋	俊太郎	弁護士	松	本	史	貴
弁護士	平	井	智	也	弁護士	深	江	元哉	弁護士	中	濱	京	開
弁護士	堀	内	みづ	希	弁護士	松	岡	真嗣	弁護士	森	本		
弁護士	古	高	悠	生	弁護士	三	浦	雄一郎					

## 【1】はじめに

令和7年5月16日、下請法が全面改正され、新たに「中小受託取引適正化法」(取適法)として、令和8年1月1日から施行されました。

改正の背景には、近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇により、受注事業者がコスト増を取引価格へ十分反映することができず、苦しい経営状態に追い込まれているという状況があります。

そこで、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるための「構造的な価格転嫁の実現」を目標の1つとして、法改正されました。

## ・今回の改正の主なポイント

- ① 従来の「資本金基準」に加え、新たに「従業員数基準」が導入
- ② 運送委託取引が対象取引に追加
- ③ 協議を適切に行わずに代金額を決定することが禁止



## 【2】適用対象取引

## 1 製造委託

物品の販売や製造を請け負っている委託事業者が、規格・品質・形状・デザインなどを指定して、受託事業者に物品の製造や加工などを委託すること。

※ PB商品・OEM製品などが代表例です。

※ 「委託」とは、仕様や内容を指定して、製造を他社に依頼することですので、単に、製造会社が製造している規格品・標準品を購入したり、数量を決めて発注するだけでは、「製造委託」には当たりません。

## 2 修理委託

物品の修理を請け負っている委託事業者が、その修理を受託事業者に委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を受託事業者に委託すること。

## 3 情報成果物作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う委託事業者が、受託事業者にその作成作業を委託すること。

※ 「情報成果物」とは

- ① プログラム (ソフトウェアなど)
- ② 映像・音声コンテンツ (映画、放送番組その他影像または音声その他の音響により構成されるもの)
- ③ 各種デザイン (文字、図形、記号、色彩により構成されるもの)

※ 委託先が一人事業主の場合、別途フリーランス保護法の対象にもなります。

## 4 役務提供委託

他社から運送やビルメンテナンスなどの各種サービス(役務)の提供を請け負った委託事業者が、その請け負った役務の提供を受託事業者に委託すること。

※ 委託事業者が顧客に提供することになっているサービスの委託であることが前提です。

[例] ① 運送業者が、運送業務の一部を受託事業者に委託する行為

→ 役務提供委託に該当(取適法が適用)

② 委託事業者が自社のオフィスの清掃を委託する行為

→ 顧客から請け負った役務ではないため、役務提供委託に該当しない(取適法の適用外)。

## 5 [新設規定] 特定運送委託

物品の販売や製造・修理・情報成果物作成を請け負っている委託事業者が、相手先へ納品する物品の運送の全部または一部を受託事業者に委託すること。

(端的に言えば、「納品のための運送委託」です。)

※ 委託先ドライバーが一人事業主の場合、別途フリーランス保護法の対象にもなります。



## 【3】適用事業者

## 1 原則

- ① 資本金3億円超の委託事業者と、資本金3億円以下の受託事業者が取引する場合
- ② 資本金1000万円超の委託事業者と、資本金1000万円以下の受託事業者が取引する場合
- ③ [新設規定]従業員300人超の委託事業者が、従業員300人以下の受託事業者と取引する場合

## 2 例外(プログラム以外の情報成果物作成委託や一部の役務提供委託(運送等)に適用)

- ① 資本金5000万円超の委託事業者と、資本金5000万円以下の受託事業者が取引する場合
- ② 資本金1000万円超の委託事業者と、資本金1000万円以下の受託事業者が取引する場合
- ③ [新設規定]従業員100人超の委託事業者が、従業員100人以下の受託事業者と取引する場合

#### 【4】 委託事業者の主な禁止行為

- 1 受領拒否の禁止  
受託事業者に責任がないのに、物品等の受領を拒んではならない。
- 2 下請代金の支払遅延の禁止  
物品受領日または役務提供日から起算して60日以内の定められた支払期日までに下請代金全額を支払わなければならぬ。  
※ 改正法では、手形決済が禁止となりました。
- 3 下請代金減額の禁止  
受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した下請代金を減額してはならない。
- 4 返品の禁止  
受託事業者に責任がないのに、受領した物品を返品してはならない。
- 5 買いたたきの禁止  
通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めてはならない。
- 6 購入・利用強制の禁止  
正当理由がないのに、委託事業者の指定する製品・原材料等を強制的に購入させたり、サービス利用をさせてはならない。
- 7 不当な経済上の利益の提供要請の禁止  
受託事業者から、正当な対価を伴わずに金銭・労務の提供等をさせてはならない。
- 8 不当な給付内容変更・やり直しの禁止  
受託事業者の責任がないのに、取引対象である物品や役務の内容を一方的に変更したり、受領後にやり直しをさせてはならない。
- 9 **〔新設規定〕 不当な代金額決定の禁止**  
労務費・原材料価格・エネルギーコスト等のコスト上昇が生じたために、受託事業者から代金額改定協議を求められたのに、これに応じなかつたり、必要な説明や情報提供をしないまま、不当に代金額を決定する行為が禁止されました。

#### 【5】 「不当な代金額決定の禁止」とは?

- 1 不当な代金額決定とは、
  - ① 労務費・原材料価格・エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について価格交渉の場で明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと、
  - ② 労務費・原材料価格・エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面・電子メール等で下請事業者に回答しないまま、従来どおりに取引価格を据え置くこと、等が該当します。  
⇒ これらは、買いたたきや、不当な代金額決定となるため従前より、法令違反と解釈されていましたが、今回の改正法で、「不当な代金額決定の禁止」が明文化されたことから、これまで以上に、取引先との明示的な協議のないまま、従来どおりに取引価格を据え置くことは、法令違反となるおそれがあります。
- 2 また、「不当な代金額決定」とならないよう、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(R8.1.1改正、内閣官房・公正取引委員会)が公表されています。  
この中では、発注者側がとるべき行動として、主として以下のようない行動が求められています。
  - ① 経営トップ自ら価格転嫁の取組を進め、その趣旨や内容を現場や取引先に周知すること
  - ② 受注者との間で明示的に価格交渉を実施し、かつ、交渉記録を残しておくこと。また、受注者が価格交渉を求めてこない場合は、こちらから持ちかけること
  - ③ 受注者の申出価格に応じない場合は、その理由を受注者へ書面やメールで通知すること
  - ④ 受注者が公表資料に基づいて申し出てくる価格については、これを尊重すること
- 3 発注者は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を遵守して価格交渉に臨む必要があります。  
しかし、他方で、法や指針は、発注者側に、受注者の言い値に無条件で応じることを求めているものではありません。あくまで、受注者と誠実に価格協議をし、その中で公表資料等に基づいた合理的な価格転嫁を検討すべきことを求めるものです。

発注者も受注者も、互いに取引上の大事なパートナーですので、両者対等の関係を前提に、誠実な価格交渉を心がけましょう。

(文責 弁護士 安田正俊)



## 寒中お見舞い申し上げます。

旧年中は格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。  
本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。

近年、企業を取り巻く法的・社会的環境は一段と高度化・複雑化しており、コンプライアンス、内部統制、ハラスマント対応、情報管理等をはじめとする各種リスクへの対応が、経営上の重要課題として強く認識される時代となっております。企業活動において一たび問題が顕在化すれば、法的責任はもとより、社会的信用や企業価値に重大な影響を及ぼしかねない状況にあります。

このような環境のもと、私どもは、法律専門家として、単に紛争の解決にとどまるのではなく、未然防止および経営判断の適正化を支える実務的なリーガルサービスを提供することが、ますます重要であると考えております。

皆様が日々直面される様々な課題や意思決定の場面において、安心してご相談いただける「身近で信頼できる法律パートナー」であり続けることが、当事務所の使命と認識しております。

本年も、クライアントの皆様の実情や方針を十分に踏まえつつ、的確かつ迅速なリーガルサービスの提供を通じて、皆様の事業の健全な発展に寄与できるよう、所員一同、より一層研鑽を重ねて参る所存です。

本年が皆様にとって実り多き一年となりますことを心よりお祈り申し上げますとともに、今後とも変わらぬご厚誼を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

令和8年1月

弁護士法人 淀屋橋法律事務所  
代表弁護士 安田 正俊

## ご 報 告

当法律事務所の前代表を務めておりました 藤井 獣 弁護士が、昨年10月に永眠いたしました。この場をお借りしてご報告申し上げますとともに、生前、皆様からいただいたおりました数々のご厚情に対し、心より御礼申し上げます。

藤井弁護士は、当事務所に入所してから、実に53年間にわたって、弁護士業務に勤しんでこられました。

入所以来、当事務所の礎を築き、その背中で私たち事務所のメンバーを導いてくれた存在であり、私自身も、駆け出しの頃より様々な指導を頂戴し、その一つ一つが今の私の礎となっております。

また、多奈川火力発電所公害訴訟や、未熟児網膜症に関する医療過誤訴訟等の、数々の重要事件を担当し、わが国の社会問題の解決に少なからぬ貢献をして参りました。

藤井弁護士は、法律家としての厳しさと、人としての温かさを兼ね備えており、特に「依頼者に寄り添う」という姿勢は、事務所の理念として今も脈々と受け継がれております。

顧問先の皆さまと接するとき、藤井弁護士はよく「Sometimes a cure, often a treat, always a comfort.」と申しております。意訳いたしますと、「裁判や交渉が常に勝利に終わるとは限らないけれども、トラブルに悩まれているクライアントに常に寄り添い、心の支えになりなさい」との意味であります。

このような姿勢が、多くの皆さまから長年にわたって信頼をお寄せいただいた理由ではなかったかと考えております。

私たちは今後も、藤井弁護士が残した理念や精神をしっかりと受け継ぎ、誠実で、実務に強く、依頼者に寄り添う法律事務所であり続けることをお約束いたします。

今後とも変わらぬご厚誼を賜りますよう、お願ひ申し上げます。

令和8年1月

弁護士法人 淀屋橋法律事務所  
代表弁護士 安田 正俊



### 表紙の写真 「初赤富士」

帰省の途中、初日の出の光が富士山に差し込み、少しずつ赤く染まっていく姿に心を奪われました。  
澄み渡る冬の空気と静けさの中で出逢えた、このご褒美のような景色が、新年の始まりをそっと祝福してくれているようでした。

(撮影者 事務局 平井康善)